

令和5年6月成田市議会定例会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
24	・成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	3
25	・成田市税賦課徴収条例	4
26	・成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	14
	・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	25
27	・成田市印鑑条例	26
28	・成田市都市公園条例	27
29	・成田市公民館の設置及び管理に関する条例	37
30	・成田市火災予防条例	38

○議案第24号資料

- ・成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第1			別表第1		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1 市長	子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務(以下「子ども医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの		1 市長	子どもの医療に要する費用等を負担する保護者に、当該費用等の全部又は一部を助成する事務(以下「子ども医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの	
略			略		
別表第2			別表第2		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
略			略		
22 市長	重心医療費助成事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	22 市長	重心医療費助成事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報、 <u>高校生等医療費助成関係情報</u> 又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
略			略		

○議案第25号資料

・成田市税賦課徴収条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付すべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条</u></p>

現行	改正案
<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徴収方法)</p>	<p><u>の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法等)</p>

現行	改正案
<p>第38条 個人の市民税は、第41条、第45条の2第1項、第45条の5又は第51条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第39条の2 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないことになった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第38条 個人の市民税は、第41条、第45条の2第1項、第45条の5又は第51条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第39条の2 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないことになった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

現行	改正案
<p>2 前項の納税義務者について当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>	<p>2 前項の納税義務者について当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>
<p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収され</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき</p>

現行	改正案
<p>るべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の金額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直</p>	<p>前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の金額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに普通徴収の方法により徴収</p>

現行	改正案
<p>ちに普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税義務者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額のない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金のあるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第45条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第41条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって</p>	<p>するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税義務者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額のない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金のあるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第45条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第41条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢</p>

現行	改正案
<p>徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には、当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合<u>においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収</p>	<p>等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には、当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合<u>には</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対</p>

現行	改正案
<p>対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第72条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第72条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～ウ 略</p>

現行	改正案
<p>エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第78条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>第2項</u>の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。</p> <p>4～9 略</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～18 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第78条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>前項</u>の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。</p> <p>4～9 略</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～18 略</p> <p><u>19 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>

現行	改正案
<p>第10条の3 略 2～11 略</p> <p>12・13 略 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の3 略 2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>	<p>第10条の3 略 2～11 略</p> <p><u>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>13・14 略 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の3 略 2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>

現行	改正案
<p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

○議案第26号資料

・成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p>

現行	改正案
<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4・5 略 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>4・5 略 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童</p>

現行	改正案
<p>て児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。以下この条において同じ。)(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間(法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。次条第2項において同じ。)、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p>	<p>福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。以下この条において同じ。)(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間(法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。次条第2項において同じ。)、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p>

現行	改正案
<p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては, 77,101円)</p>	<p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては, 77,101円)</p>
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p>	<p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p>
<p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p>	<p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p>
<p>ウ 略</p>	<p>ウ 略</p>
<p>(4)・(5) 略</p>	<p>(4)・(5) 略</p>
<p>5・6 略</p>	<p>5・6 略</p>
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>
<p>第15条 略</p>	<p>第15条 略</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p>	<p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p>
<p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定により保育所における保育の内容について<u>厚生労働</u></p>	<p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定により保育所における保育の内容について<u>内閣総理</u></p>

現行	改正案
<p>大臣が定める指針</p> <p>2 略 (運営規程)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもへの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略 (特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付</p>	<p>大臣が定める指針</p> <p>2 略 (運営規程)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもへの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略 (特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が、法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付</p>

現行	改正案
<p>費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が、<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号</u>に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、<u>第4条第2項第2号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が、<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号</u>に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、<u>第4条第2項第2号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>

現行	改正案
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>第19条第1項第1号</u>」とあるのは「<u>第19条第1項第2号</u>」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「<u>の同項第1号</u>」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「<u>第28条第2項第3号</u>に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、事業所内保育事業を行う事業所にあつては成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の</p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>第19条第1号</u>」とあるのは「<u>第19条第2号</u>」と、「利用している同号」とあるのは「<u>利用している同条第1号又は第2号</u>」と、「の同号」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「<u>第28条第2項第3号</u>に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、事業所内保育事業を行う事業所にあつては成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小</p>

現行	改正案
<p>監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等(同法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めるものとする。</p> <p>この場合において、同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員については、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特区法第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者(以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。))から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の数の総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、<u>法第19条第1項第2号</u>及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所(以下この条において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。))における利用の申込みに係る満3歳未満保育認定子ども及び満3歳以上保育認定子ども(特区法第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)並びに当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども及</p>	<p>学校就学前子どもとし、<u>共済組合等(同法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めるものとする。この場合において、同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員については、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特区法第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者(以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。))から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の数の総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、<u>法第19条第2号</u>及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所(以下この条において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。))における利用の申込みに係る満3歳未満保育認定子ども及び満3歳以上保育認定子ども(特区法第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)並びに当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども及び満3歳以</p>

現行	改正案
<p>び満3歳以上保育認定子どもの数の総数)が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の同項の確認において定められた利用定員の数)を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定により保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定によ</p>	<p>上保育認定子どもの数の総数)が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の同項の確認において定められた利用定員の数)を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定により保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が、法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定</p>

現行	改正案
<p>り特定利用地域型保育を提供する場合又は特定満3歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育又は当該特定満3歳以上保育認定地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「<u>第19条第1項第3号</u>」とあるのは「<u>第19条第1項第1号</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども(特区法第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者(以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。)から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>同号又は同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申</u></p>	<p>利用地域型保育を提供する場合又は特定満3歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育又は当該特定満3歳以上保育認定地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「<u>第19条第3号</u>」とあるのは「<u>第19条第1号</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども(特区法第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者(以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。)から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>同号又は同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた</u></p>

現行	改正案
<p>込みを受けた順序により決定する方法，当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念，基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と，第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と，同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と，同条第3項中「前各項」とあるのは「前項」と，同条第4項中「前各項」とあるのは「前2項」と，「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と，同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が，法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には，法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が，前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には，当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあっては，当該特定満3歳以上保育認定地域型保育の対象となる同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特別</p>	<p>順序により決定する方法，当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念，基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と，第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と，同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と，同条第3項中「前各項」とあるのは「前項」と，同条第4項中「前各項」とあるのは「前2項」と，「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と，同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が，法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には，法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が，前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には，当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあっては，当該特定満3歳以上保育認定地域型保育の対象となる同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特別利用地</p>

現行	改正案
<p>利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p>	<p>域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p>

・ 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家</p>

現行	改正案
<p>庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

○議案第27号資料

・成田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前各項の規定にかかわらず、印鑑登録者(成田市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成24年条例第59号。以下「住基カード条例」という。)第4条に規定する利用対象者を除く。)は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等の交付の用に供するものに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。)を使用して暗証番号その他必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前各項の規定にかかわらず、印鑑登録者(成田市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成24年条例第59号。以下「住基カード条例」という。)第4条に規定する利用対象者を除く。)は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、証明書等の交付の用に供するものに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して暗証番号その他必要な事項を入力する方法又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑</p>

現行	改正案
	登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

○議案第28号資料

・成田市都市公園条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第26条 略</p> <p>(1) 運動公園等施設(下総運動公園内のものを除く。)の使用の許可、使用の許可の取消し及び使用の停止に関する業務</p> <p>(2) 有料公園施設(下総運動公園内のものを除く。)の利用料金(地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)の決定、收受、減免及び返還に関する業務</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(運動公園等施設の使用の許可)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第26条 略</p> <p>(1) 運動公園等施設の使用の許可、使用の許可の取消し及び使用の停止に関する業務</p> <p>(2) 有料公園施設の利用料金(地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)の決定、收受、減免及び返還に関する業務</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(運動公園等施設の使用の許可)</p>
<p>第27条 <u>運動公園等施設(下総運動公園内のものに限る。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の許可をするときは、条件を付することができる。</u></p> <p>3 <u>運動公園等施設(下総運動公園内のものを除く。)を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(使用の許可の制限)</p>	<p>第27条</p> <p>運動公園等施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用の許可の制限)</p>

現行	改正案
<p>第28条 <u>市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項又は第3項の許可をしないものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第29条 <u>第27条第1項又は第3項の許可を受けた者(次条において「使用者」という。)は、運動公園等施設を当該許可の目的外に使用し、その使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第31条 <u>第27条第1項の許可を受けた者は、市長に対し、別表第5に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>使用料は、前納とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納とすることができる。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第32条 <u>市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第33条 <u>既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第34条 <u>第27条第3項の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、別表第6に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承</u></p>	<p>第28条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第29条 第27条第1項の許可を受けた者(次条において「使用者」という。)は、運動公園等施設を当該許可の目的外に使用し、その使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第31条 第27条第1項の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表第5に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承</p>

現行					改正案	
認を得て定めるものとする。					認を得て定めるものとする。	
3 略					3 略	
第35条～第39条 略					第32条～第36条 略	
別表第4					別表第4	
その1 運動公園					その1 運動公園	
名称		位置			名称	
略					略	
中台運動公園		成田市中台5丁目2番地			中台運動公園	
					成田市中台5丁目2番地	
その2～その5 略					その2～その5 略	
別表第5						
下総運動公園						
その1 野球場						
ア 野球場						
使用時間	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで		
使用区分						
本市に住所を有し、又は勤務する者	550円	550円	550円	550円		
本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円		
					下総運動公園	
					成田市高岡1,435番地	

現行		改正案					
備考	<p>1 第25条第3項の規定により使用時間が変更になった場合における午前9時から午後9時までの時間以外の時間の使用に係る使用料の額は、午前9時前の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午前9時から正午までの時間の額の1時間相当額とし、午後9時後の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午後6時から午後9時までの時間の額の1時間相当額とする。</p> <p>2 使用料の額の計算において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p>						
イ 照明灯							
単位		金額					
30分		1,650円					
備考	使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とみなす。						
その2 テニスコート							
ア テニスコート1面							
使用時間	午前7時から午前9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで		
使用区分							
本市に住所を有し、又は勤務する者	550円	550円	550円	550円	550円		
本市に住所を有し、	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円		

現行					改正案				
又は勤務する者以外の者									
備考					<p>1 第25条第3項の規定により使用時間が変更になった場合における午前7時から午後9時までの時間以外の時間の使用に係る使用料の額は、午前7時前の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午前7時から午前9時までの時間の額の1時間相当額とし、午後9時後の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午後6時から午後9時までの時間の額の1時間相当額とする。</p> <p>2 使用料の額の計算において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p>				
イ 照明灯1面									
単位					金額				
30分					330円				
備考 使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とみなす。									
その3 運動広場									
使用時間		午前9時から正午まで		正午から午後3時まで		午後3時から午後6時まで			
使用区分		550円		550円		550円			
本市に住所を有し、又は勤務する者		2,200円		2,200円		2,200円			
本市に住所を有し、		2,200円		2,200円		2,200円			

現行			改正案	
又は勤務する者以外の者				
備考	<p>1 第25条第3項の規定により使用時間が変更になった場合における午前9時から午後6時までの時間以外の時間の使用に係る使用料の額は、午前9時前の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午前9時から正午までの時間の額の1時間相当額とし、午後6時後の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午後3時から午後6時までの時間の額の1時間相当額とする。</p> <p>2 使用料の額の計算において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p>			
その4 キャンプ場(1人1回)				
	使用時間	午前9時から午後4時まで	午後4時から翌日の午前9時まで	
使用区分				
本市に住所を有し、又は勤務する者		110円	110円	
本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者		330円	330円	
その5 サイクルロード				
	使用時間	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで
使用区分				
専用使用		10,470円	10,470円	10,470円

現行		改正案																			
<u>備考</u>	第25条第3項の規定により使用時間が変更になった場合における午前9時から午後6時までの時間以外の時間の使用に係る使用料の額は、午前9時前の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午前9時から正午までの時間の額の1時間相当額とし、午後6時後の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午後3時から午後6時までの時間の額の1時間相当額とする。	<p>別表第5</p> <p>1 略</p> <p>2 下総運動公園</p> <p> その1 野球場</p> <p> ア 野球場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">使用時間 午前9時から正午まで</th> <th style="width: 15%;">正午から午後3時まで</th> <th style="width: 15%;">午後3時から午後6時まで</th> <th style="width: 15%;">午後6時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本市に住所を有し、又は勤務する者</td> <td style="text-align: center;">550円</td> <td style="text-align: center;">550円</td> <td style="text-align: center;">550円</td> <td style="text-align: center;">550円</td> </tr> <tr> <td>本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> </tr> </tbody> </table>						使用時間 午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	本市に住所を有し、又は勤務する者	550円	550円	550円	550円	本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
	使用時間 午前9時から正午まで						正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで												
本市に住所を有し、又は勤務する者	550円	550円	550円	550円																	
本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円																	
別表第6																					
1 略																					
		<p>備考</p> <p>1 第25条第3項又は第4項の規定により使用時間が変更になった場合における午前9時から午後9時までの</p>																			

現行	改正案					
	<p>時間以外の時間の使用に係る利用料金の額は、午前9時前の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午前9時から正午までの時間の額の1時間相当額とし、午後9時後の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午後6時から午後9時までの時間の額の1時間相当額とする。</p> <p>2 利用料金の額の計算において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p>					
イ 照明灯						
単位			金額			
30分			1,650円			
備考	使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とみなす。					
その2 テニスコート						
ア テニスコート1面						
使用時間 使用区分	午前7時 から午 前9時ま で	午前9時 から正午 まで	正午か ら午後3 時まで	午後3時 から午後 6時まで	午後6時 から午 後9時ま で	
本市に住所を有し、 又は勤務する者	550円	550円	550円	550円	550円	
本市に住所を有し、 又は勤務する者以	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	

現行	改正案			
	外の者 備考			<p>1 第25条第3項又は第4項の規定により使用時間が変更になった場合における午前7時から午後9時までの時間以外の時間の使用に係る利用料金の額は、午前7時前の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午前7時から午前9時までの時間の額の1時間相当額とし、午後9時後の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午後6時から午後9時までの時間の額の1時間相当額とする。</p> <p>2 利用料金の額の計算において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p>
イ 照明灯1面				
		単位	金額	
		30分	330円	
備考	使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とみなす。			
その3 運動広場				
使用区分	使用時間	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで
		550円	550円	550円
		2,200円	2,200円	2,200円

現行	改正案																		
	又は勤務する者以外の者																		
	備考	<p>1 第25条第3項又は第4項の規定により使用時間が変更になった場合における午前9時から午後6時までの時間以外の時間の使用に係る利用料金の額は、午前9時前の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午前9時から正午までの時間の額の1時間相当額とし、午後6時後の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午後3時から午後6時までの時間の額の1時間相当額とする。</p> <p>2 利用料金の額の計算において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p>																	
その4 キャンプ場(1人1回)																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">使用時間</th> <th style="width: 20%;">午前9時から午後4時まで</th> <th style="width: 20%;">午後4時から翌日の午前9時まで</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本市に住所を有し、又は勤務する者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">110円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">110円</td> </tr> <tr> <td>本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">330円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">330円</td> </tr> </tbody> </table>						使用時間	午前9時から午後4時まで	午後4時から翌日の午前9時まで		本市に住所を有し、又は勤務する者		110円		110円	本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者		330円		330円
	使用時間	午前9時から午後4時まで	午後4時から翌日の午前9時まで																
本市に住所を有し、又は勤務する者		110円		110円															
本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者		330円		330円															
その5 サイクルロード																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">使用時間</th> <th style="width: 15%;">午前9時から正午まで</th> <th style="width: 15%;">正午から午後3時まで</th> <th style="width: 15%;">午後3時から午後6時まで</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						使用時間	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで		使用区分								
	使用時間	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで															
使用区分																			

現行	改正案			
2 略	専用使用	10,470円	10,470円	10,470円
	備考	第25条第3項又は第4項の規定により使用時間が変更になった場合における午前9時から午後6時までの時間以外の時間の使用に係る利用料金の額は、午前9時前の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午前9時から正午までの時間の額の1時間相当額とし、午後6時後の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午後3時から午後6時までの時間の額の1時間相当額とする。		
	3 略			

○議案第29号資料

・成田市公民館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
別表第4					別表第4				
時間区分 使用区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	時間区分 使用区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
略					略				
大会議室	2,200	2,200	4,400	2,640	大会議室	2,200	2,200	4,400	2,640
会議室(1階)	1,100	1,100	2,200	1,320	会議室	1,100	1,100	2,200	1,320
会議室(2階)	1,100	1,100	2,200	1,320	略				
略									

現行	改正案
備考 略	備考 略

○議案第30号資料

・成田市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、<u>分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。))にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u> イ <u>分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p>

現行	改正案
<p>(2) その^{きょう}管体は、不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</u></p> <p>(12) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)</u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>(2) その^{きょう}管体は、不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>コネクタ</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる<u>装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所</u>に設けること。</p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(<u>主として保安のために設けるものを除く。)</u>について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主</p>

現行	改正案
<p>(17)・(18) 略</p> <p>2 略</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)</p> <p>5 <u>前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊</u></p>	<p><u>として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。</u></p> <p>(18)・(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合には、この限りでない。)</p> <p>4 <u>第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u></p> <p>5 <u>第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊</u></p>

現行

下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 略

別表第4から別表第6まで 削除

別表第7

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒, 斜めの帯及び枠は赤, 地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒, 斜めの帯及び枠は赤, 地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒, 地は色

改正案

下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 略

別表第4から別表第7まで 削除